

障害者控除対象者認定書の交付について

1 障害者控除対象者認定とは

障害者手帳等をお持ちでない方でも、65歳以上の方については、障害の程度が身体障害者、知的障害者に準ずる状態であるとして市町村長（福祉事務所長）の認定を受けたときは、税の申告の際に認定書を添付して障害者控除が受けられます。

常総市では申請に基づき、その方の要介護認定に係る資料等により審査し、控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

2 税の控除額

所得税、住民税の控除額は次のとおりになります。

税の申告の詳細については申告者の住所地の住民税担当課、所管の税務署までお問合せください。

	特別障害者控除		障害者控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税
本人※	40万円	30万円	27万円	26万円
同居の扶養親族	75万円	53万円		

※同居以外の扶養親族の場合、本人と同じ控除額になります。

3 対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①常総市に住所を有する65歳以上の方（当該年の12月31日時点で住民登録がある）
- ②身体または認知症の状態が市で定める基準に該当する方
- ③障害者手帳等の交付を受けていない方

※ただし、障害者控除対象者認定により、障害者の認定から特別障害者の認定になる場合を除く

- ④当該年の途中で死亡または出国した方は、死亡または出国した日に認定の有効期限がある方

4 認定基準

介護保険の認定資料をもとに次の表のいずれかに該当するかを判定します。

介護の認定が無い方は調査により日常生活の動作の状況や認知症の状況から総合的に判定します

障害者区分	認定区分	判定基準
障害者 控除対象者	知的障害（軽度・中度）に準ずる者	認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡに該当すること
	身体障害（3～6級）に準ずる者	障害高齢者の日常生活自立度がランクAに該当すること
特別障害者 控除対象者	精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は知的障害（重度）に準ずる者	認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅢ～Mに該当すること
	身体障害（1、2級）に準ずる者	障害高齢者の日常生活自立度がランクB～Cに該当すること

5 認定基準日

次の基準日時点の要介護度の判定に使用した資料を基に審査します。

- ①所得税の確定申告または住民税の申告に係る年の12月31日
- ②当該年に対象者が死亡または出国した場合は死亡日または出国日

6 申請方法

申請場所や必要書類は次のとおりです。

申請方法	①窓口での申請		
申請場所	本庁舎 議会棟1階 幸せ長寿課 管理係 石下庁舎 暮らしの窓口課 保健福祉係		
申請する人	対象者本人	配偶者・親族	代理人（税理士等）
必要書類	・「申請書」 ・「身分証明証」※	・「申請書」 ・「身分証明証（申請者）」 ・「対象者の身分証明証」 例、介護保険証等	・「申請書」 ・「身分証明証（申請者）」 ・「委任状」 （成年後見人の場合は「登記事項証明書」）

※身分証明証：運転免許証、被保険者証、マイナンバーカードなどの原本。

申請方法	②郵送での申請
郵送先	〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3 常総市役所 幸せ長寿課 管理係
必要書類	・「①窓口申請での必要書類（身分証明証は写し）」 ・「返信用封筒」（82円切手を貼り宛先を記入したもの）」

7 各種問い合わせ先

障害者控除等について、疑問、不明な点などありましたら、以下の担当課までお問い合わせください。

問い合わせ内容	問い合わせ先
障害者控除対象者認定について	常総市 幸せ長寿課 管理係 電話 0297-23-2111 内線 4230、4231
市・県民税の申告について ※申告者の住所が市外にある場合は住所地の 住民税担当課までお問い合わせください。	常総市 税務課 市民税係 電話 0297-23-2111 内線 1610、1611
所得税の（準）確定申告について ※申告者の住所が市外にある場合には、申告 者の住所地を所管する税務署までお問い合 わせください。	下館税務署 電話 0296-24-2121（自動音声でご案内します） 筑西市丙116番地16 筑西しもだて合同庁舎 管轄区域：筑西市、結城市、下妻市、常総市、桜川市、結城郡